

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	定期予防接種に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、定期予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都品川区長

## 公表日

平成31年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定期予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法は、伝染の恐れがある疾病としてA類疾病(Hib感染症など)及びB類疾病(高齢者のインフルエンザなど)を定めており、予防接種を実施することで、疾病の発生及びまん延の予防を目的としている。</p> <p>市区町村は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならない。</p> <p>品川区では、予防接種法に基づく、定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)の対象者へ、予防接種の案内を個別発送し、予防接種を実施する期間、契約医療機関一覧、予防接種を受けるに当たったの注意事項等を周知している。</p> <p>また、定期予防接種を実施した住民の記録を予防接種システムにて管理し、実施した定期予防接種の種類、接種回数、接種日等を記録しており、年度ごとに東京都へ定期予防接種の実施状況の報告を行っている。</p> <p>住民の定期予防接種の実施記録を正確に管理することで、住民の接種状況を把握するとともに、未接種者への接種勧奨を行い、住民の接種率の向上ならびに、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防に役立っている。</p> <p>定期予防接種に起因する健康被害については、健康被害に対する支給を受ける権利がある方からの請求に基づき、給付を行う。</p> <p>品川区では、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民情報システムと連携し、予防接種システムより定期予防接種の対象者データの抽出            ②抽出した対象者データに基づき、予防接種を受ける際に必要な予防接種予診票(以下「予診票」という。)を予防接種の種類ごとに作成            ③予診票、予防接種の案内、契約医療機関一覧を封筒に同封し、対象者への個別発送            ④定期予防接種を実施した者の予診票が品川区医師会及び荏原医師会より送付された後、予防接種の種類ごとに、予防接種システムへ実施記録を登録            ⑤定期予防接種の種類ごとに接種期間が決められており、対象者で未接種の者を予防接種システムより抽出し、接種勧奨を個別に通知            ⑥転入及び紛失等にて、予診票がない住民より予診票の交付申請があった場合には、予防接種の履歴を確認し、予診票を作成する            ⑦定期予防接種依頼書の発行            ⑧定期予防接種実施状況の報告            ⑨予防接種証明書の発行            ⑩健康被害救済の給付</p> <p>※①、②、③については月2回、④、⑤については月1回行う            ※⑥、⑦、⑨、⑩は発生の都度、適宜行う</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】            定期予防接種依頼書の発行業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認。</p>
③システムの名称	(1) 予防接種システム (2) 東京共同電子申請・届出サービス (3) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (4) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種台帳ファイル (2) 電子申請データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法別表第一の項の番号 ・項番10  2. 主務省令の名称及び条項 ・番号法第9条第1項別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第7号 別表第二項番 16の2、16の3、17、18、19 情報提供: 番号法第19条第7号 別表第二項番 16の2、16の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区保健所 保健予防課 保健計画担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

